

社外取締役・社外監査役独立性基準項目

当社の社外取締役および社外監査役における独立性基準を以下のとおり定め、該当する場合、十分な独立性を有していないものと判断します。

1. 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（*¹）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（*²）またはその業務執行者（*³）
3. 当社グループの主要な取引先（*⁴）またはその業務執行者
4. 当社の議決権保有割合10%以上の大株主
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関の出身者（*⁵）
7. 当社グループの取締役・監査役および上記1～6のいずれかに該当する者の親族関係（2親等）以内にあること
8. 過去5年間ににおいて上記1～7のいずれかに該当していた者
9. 上記各項目の定めにかかわらず、当社との利益相反関係が生じ得る理由があると認められる者

以上

注

- *¹ 出身者とは、現に所属している業務執行取締役およびこれらに準じる使用人をいう。
- *² 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上高の2%の金額を超える支払いを当社から受けた者をいう。
- *³ 業務執行者とは、取締役、理事、業務を執行する社員、その他これらに準じる社員ならびに過去に当社に一度でも所属したことがある者をいう。
- *⁴ 当社グループの主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であり、その年間取引額が、当社または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- *⁵ 主要な金融機関の出身者とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が、当社事業年度末において当社の連結総資産または、当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の出身者をいう。